

ひょうごほっとかへんネット認定制度 『ひょうごほっとかナイト』の創設

- ・ 複合多問題や制度の狭間ニーズを“ほっとかない”で、社会福祉の分野を横断するネットワークにより支援する「ほっとかへんネット」の各市区町域での設立を、県社会福祉法人経営者協議会と県社会福祉協議会が中心となって推進
- ・ 本年4月に全49市区町域での設置が完了し、各団体において取組を進めているが、団体間において活動歴や取組内容にバラつきが生じている
- ・ 設立期を終えた次のステージとして、各団体の取組内容のさらなる底上げが求められる

地域のニーズを踏まえた地域貢献活動を積極的に行うほっとかへんネットを認定する制度

「ひょうごほっとかナイト」を創設し、①優秀団体への顕彰、②先進的な取組内容の共有、③認定を目指した取組の活性化を通じて、ほっとかへんネット全体の成長を促進

● ほっとかへんネットについて

- ・ 平成26年度から、県社会福祉法人経営者協議会（以下「経営協」）が、市区町域の社会福祉法人で構成する「社会福祉法人連絡協議会」（通称「ほっとかへんネット」）の組織化をモデル的に推進
- ・ 平成28年度の社会福祉法改正により、地域貢献活動が社会福祉法人の責務となったことを受け、全市区町での設立を目指して、経営協と県社会福祉協議会（以下「県社協」）が協働して設立を支援

設立目的	複合多問題や制度の狭間への支援ニーズを“ほっとかない”で、 <u>分野横断型ネットワーク</u> より対応
設立状況	R6末：47市区町（ <u>R7.4：全49市区町で設置完了</u> ）
活動内容	地域ネットワーク構築、専門相談支援、福祉人材確保、災害派遣福祉チーム（DWAT）等

● ほっとかナイト（認定制度）の認定要件等

- 1 認定者 兵庫県・県社協・経営協の3者連名
- 2 認定対象 県内ほっとかへんネット（全49市区町）
- 3 認定要件 下記1・2のとおり



Point
県施策との
連携を意識

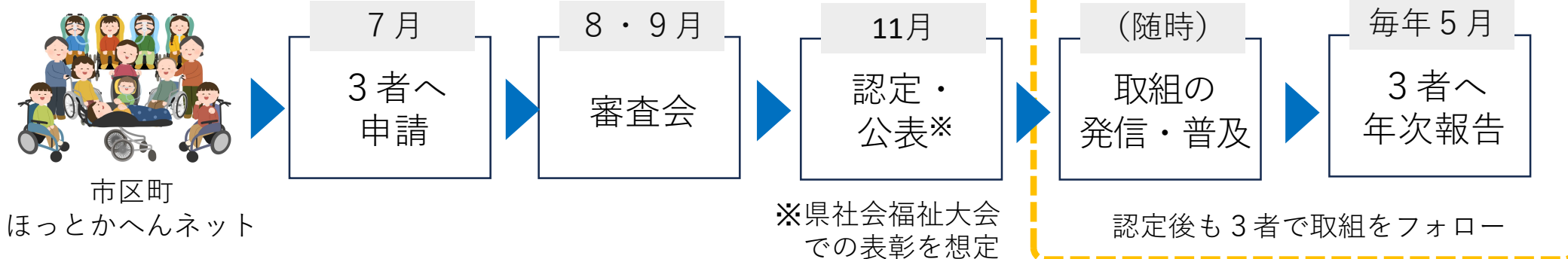
要件1【必須】

- ①設立5年以上かつ区域内の社会福祉法人加入率7割以上
- ②関係機関・団体との協議・意見交換の実施(年2回以上)
- ③地域と連携した災害福祉支援の体制づくり
- ④定期的な情報発信・啓発活動に関する取組

要件2【選択】※下記項目から2つ以上

- ①権利擁護を推進する体制づくり
- ②子どもの主体的な活動支援や子どもへの支援体制づくり
- ③食のセーフティネットの体制づくり
- ④孤立しがちな人々の居場所づくりや参加・活躍支援の体制づくり
- ⑤その他、地域ニーズに即し、地域と協働した取組

● ほっとかナイト（認定制度）の認定フロー・スケジュール



〔認定団体数〕R7初年度は2団体程度を想定。次年度以降も2～3団体／年を目標に取組を促進